

公益信託 多摩まちづくりファンド

令和 8 年度 募集要項

1. 多摩まちづくりファンドについて

この公益信託は、昭和 62 年に「桜ヶ丘駅南第一土地区画整理組合」事業の剰余金 1,500 万円により多摩市のまちづくり活動を応援するために設定されました。

その後、他の土地区画整理組合（連光寺本村、上和田、和田久保下、関戸古茂川）及び個人の方からの寄付もいただき、ファンドの目的に沿った個人又は団体の多数の活動に対し助成を行ってまいりました。令和 8 年度も下記要領で募集を行います。

2. 助成対象について

(1) 助成対象者

以下(2)に掲げる助成対象活動を行う個人又は団体を対象とします。

(2) 助成対象活動

多摩市における「いきいきとしたまちづくりに関する活動および調査・研究」が募集テーマです。都市環境の整備改善活動や美化活動、歴史文化を活かしたまちづくり、自然保護活動によるまちづくりや安全・安心なまちづくり、環境に優しいまちづくりなどが対象となります。なお、営利・政治・宗教を目的とする活動は対象外です。

原則助成対象事業については多摩市の支出金(補助金・委託料など)との併給は認められませんが、収支予算書の「費目」で明確に併給していないことを確認できれば助成対象とします。(※助成対象外事業で多摩市の支出金を受けることは可能です。)

(3) 助成対象活動の期間

助成対象となる活動期間は、令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの活動です。

(4) 当ファンドは活動の立上げ又は活動の新たなステップアップを優先的に支援します。

助成は最大 2 年(2 回)までとします。

3. 助成金の額について

1 個人又は 1 団体当りの助成金額は 40 万円(1 年度当り)を上限とします。当年度の助成総額は 80 万円。

4. 応募方法について

助成金申請書に必要事項を記入のうえ、応募期限内に三井住友信託銀行まで郵送で提出してください。なお、助成金申請書は多摩市公式ホームページからダウンロードすることもできます。

5. 応募期間

令和 8 年 3 月 21 日(土)～令和 8 年 4 月 20 日(月) 必着

6. 選考方法について

当ファンドの運営委員会の審議を経て、三井住友信託銀行が助成対象者および助成金額を決定します。

7. 選考結果の通知および助成金の給付について

選考結果は、三井住友信託銀行が文書で各応募者あてに 6 月中旬(予定)に通知します。助成金は 7 月末までを目処に交付します。

8. 報告書等の提出について

受給者は令和 8 年 12 月時点の活動中間報告書及び、対象活動の終了した時点で活動完了報告書を三井住友信託銀行に提出していただきます。また報告書は、多摩市公式ホームページ上にも公開されます。

9. その他(助成を受けた場合の留意事項)

■助成金で作成した冊子その他の成果物、また助成をうけたのち講演会等を開催する場合は『公益信託多摩まちづくりファンド』から助成を受けている旨記載、又はご案内をお願いいたします。

■中間報告書又は活動報告書のご提出が無い場合、また、提出された報告書について当ファンド運営委員会が、活動が不十分である若しくは助成金が目的外に使われていると判断した場合は、助成金の一部、又は全額(既に実施した活動に要した費用を含む)を返金していただくことがあることを予めご了承ください。

10. 申請書の請求先

〒206-8666 多摩市関戸 6 丁目 12 番地 1 多摩市役所 都市整備部 都市計画課 TEL. 042-338-6868

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム TEL. 03-5232-8910

【申請書の提出先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
多摩まちづくりファンド 申請口

TEL 03-5232-8910 (受付：平日 9 時～17 時)